

滑川市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が滑川市民（以下「市民」という。）の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる滑川市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使すること等によって、自己又は特定の者の利益を得ることのないよう必要な事項を定めることにより、議員に対する市民の信頼に応えるとともに、市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

議員の政治倫理について、滑川市議会基本条例第20条第2項により別に定めるところとされており、議員は政治倫理の確立に努めるとともに、市民の信頼に応え、民主的な市政の発展に寄与することを本条例の目的として規定しています。

(議員及び市民の責務)

第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

第1項

議員自らが、市民の厳粛な信託を受けた代表者であることを自覚し、自ら高潔性を明らかにしなければならないことを規定しています。

第2項

政治倫理を社会常識として確立するためには、議員の努力は当然のことながら、市民の理解と協力も不可欠です。市民は主権者としての自覚を持ち、議員に対して政治倫理に反する不当な要求をしてはならないことを規定しています。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎むこと。
 - (2) 市民全体の奉仕者として常に人格及び倫理の向上に努めること。
 - (3) 政治活動に関して企業又は団体等から道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
 - (4) 市が行う許可若しくは認可又は請負契約その他の契約に関し、特定の個人、企業若しくは団体等の有利な取り計らいをしないこと。
 - (5) 市職員等の公正な職務執行を妨げ、又は市職員等の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。
 - (6) 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重するとともに、議会の審議、調査権又は議決権等を通じて市の事務や事業に対して影響力を持つことを認識し、市に対して行う請負その他の契約に関して、市民の疑念を招くことのないようにしなければならない。
- 2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

議員が遵守すべき政治倫理基準の具体的項目を規定しています。

- (1) 市民の信頼を損なう行為の禁止
- (2) 全体の奉仕者として、常に倫理の向上に資すること。
- (3) 政治的・道義的な批判を受けるような寄付の受領禁止
- (4) 市が行う許認可又は請負契約に関して、特定の個人や法人に有利・不利となるような働きかけの禁止
- (5) 市職員等が公正に行う職務執行を妨げるような働きかけの禁止
- (6) 市の請負契約において、地方自治法第92条の2の趣旨を尊重し、議員の兼業は市民の疑惑を招かないよう注意する。

第2項

本条例の倫理基準等に反するとの疑惑を持たれた時には、自らその疑惑を解明することを規定しています。

※地方自治法第92条の2

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

(政治倫理審査会の設置)

第4条 議長は、前条に定める政治倫理基準に抵触していると認められるとき、又はおそれがあるときは、速やかに滑川市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を付託する。

- 2 審査会の委員の定数は6人とし、議員の中から選出し、議長が任命する。
- 3 審査会の委員の任期は、当該審査終了までとする。
- 4 審査会の会議は、原則公開するものとする。ただし、非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 5 審査会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第1項

議長は前条に定める政治倫理基準に抵触していると認められる場合又はおそれがある場合は、速やかに審査会を設置し、審査を付託することを規定しています。

第2項及び第3項

審査会は議員の中から議長が任命する6人で組織され、任期は当該審査終了までと規定しています。

第4項

審査会の会議は原則公開とし、非公開とする条件を規定しています。

第5項

委員長及び副委員長について、人数、選出方法を規定しています。

第6項

委員が職務上知った秘密の保持について規定しています。

(市民の審査請求権)

第5条 市民は、議員が第3条第1項各号に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する事由及び資料を添えて、地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署をもって、議長に審査を請求することができる。

2 前項の規定により審査の請求がなされたときは、議長は、直ちに審査会に審査請求書及び添付資料の写しを提出し、審査を求めなければならない。

政治倫理基準に違反する行為の疑いがあった場合、市民の政治倫理審査会の審査要求の要件を規定しています。

第1項

審査の請求は、違反の疑いを証する事由及び資料を添えて、有権者の100分の1以上の連署をもって行うことと規定しています。

第2項

議長は、審査の請求があった場合、直ちに審査会に審査を求めなければならないことを規定しています。

(審査会の職務)

第6条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。

2 審査会は、前項の規定による審査を行うため、関係人から事情聴取及び資料提供等必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、第1項の規定による審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。

4 審査会は、議長から審査を付託された日から起算して90日以内に、その審査結果を議長に文書で報告しなければならない。

第1項

審査会は、審査請求の適否及び政治倫理基準違反の行為の存否について審査することを規定しています。

第2項及び第3項

審査に必要な審査会の権限を規定しています。

第4項

審査会は、議長から審査を付託された日から90日以内に審査を終えることとし、審査結果について、審査会から議長に報告することを規定しています。

(議員の協力義務等)

第7条 審査請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。

審査請求の対象となった議員の、審査会に対する協力義務を規定しています。

(虚偽報告等の公表)

第8条 議長は、審査対象議員が審査会に対し虚偽の報告をしたとき、又は審査会の審査に協力しなかったときは、その旨を速やかに市民に公表しなければならない。

議長は、審査対象議員が虚偽の報告又は審査に協力しなかった場合はその旨を速やかに公表しなければならないことを規定しています。

(審査結果の公表)

第9条 議長は、第6条第4項による報告があった場合、報告があった日から起算して7日以内に、その写しを審査請求者に送付するとともに、当該報告の概要を市民に公表しなければならない。

議長は審査結果を受けた日から7日以内にその写しを審査請求者に送付し、その概要を市民に公表しなければならないと規定しています。

(審査結果による措置)

第10条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、審査対象議員に対して、政治の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会に諮り次に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 政治倫理基準を遵守させるための警告を発すること。
- (2) 議員の辞職勧告を行うこと。
- (3) その他議長が必要と認めること。

議長は、審査会の報告を尊重し、議会に諮り、所要の措置を講じ、もって政治の名誉と品位を守るよう規定しています。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

この条例の施行に関し必要となる事項は、別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。